

「川西商業協同組合共通商品券」払戻しのお知らせ

川西商業協同組合では令和2年6月30日をもって共通商品券(500円券)についての取扱いを終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき商品券の払戻しを行いますので、払戻し期間内にお申し出ください。

※払戻し期間内にお申し出がない場合、当該払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

●払戻し期間

令和2年7月1日～令和2年9月30日

●お申し出方法

未使用の商品券を下記までご持参ください。

●払戻し方法

その場で現金で払戻しします。(受付時間:午前9時～午後3時)

●問合せ先 川西商業協同組合 事務所

川西町大字上小松3487

電話 (0238) 42-4810

令和2年7月1日